

南山形小学校 PTA 役員選出に関わる規約

(目的)

第1条 本規約は、南山形小学校PTA規約第18条および第24条に従い、役員選出を円滑に行うことを目的として定めるものである。

(本規約で定めること)

第2条 本規約においては、PTA役員選出における以下の事項を定める。

- ・各役職を担当する学年・人数
- ・各役職の決め方
- ・各役職の選出における除外

(会長・副会長)

第3条 会長・副会長については、以下のように選出する。

- 1 会長は、6学年から1名選出する
- 2 副会長は、5学年から1名選出する
- 3 原則として、5学年で副会長であったものが、6学年で会長を務める
- 4 会長を経験したものは、本人からの申し出がない限り、今後、役職選出から除外される。また、九中入学時、九中PTAより依頼される会長・幹事・学年部長等を除外される。ただし、なんらかの事情により、副会長としてのみの在任であった場合は、この限りではない。
- 5 会長・副会長は、2年生から3年生の進級時に定めておくものとする。その他の役職については、会長職が選出された後に行う。
- 6 選出にあたっては立候補、推薦、話し合いを行い、最終的に申し出る者がいない場合は、当該学年での抽選で決定する。

(専門部)

第4条 各専門部の部長・副部長の担当学年は、現状の選出学年を優先しつつ、後任が見つからない場合は以下のように選出する。

- 1 専門部部長は、4学年より1名選出する（1・2年生からは選ばない）
- 2 専門部副部長は、3学年より1～2名選出する（1・2年生からは選ばない）
- 3 原則として、3学年で副部長であったものが、4学年で部長を務める
- 4 専門部部長に就任した場合、本人からの申し出がない限り、今後、役職選出から除外される。ただし、なんらかの事情により、副部長としてのみの在任であった場合は、この限りではない。
- 5 2年生から3年生の進級時に、会長・副会長の選出に次いで、事務局局長次長・母親委員正副委員長と同時に選出を行うものとする。
- 6 選出にあたっては立候補、推薦、話し合いを行い、最終的に申し出る者がいない場合は、当該学年での抽選で決定する。

(学年部)

第5条 学年部正副部長は、1年任期を原則とし、再任は妨げない。選出方法については、各学年PTA規約に従うものとし、学年PTA規約で選出が困難である場合は、以下のように選出する。

- 1 2年生から3年生の進級時においては、会長・副会長の選出、専門部正副部長・事務局局長次長・母親委員正副委員長の選出に次いで行われる。その他の学年においては、これらの役職選出者以外の者から選出する。

- 2 選出にあたっては立候補、推薦、話し合いを行い、最終的に申し出る者がいない場合は、当該学年での抽選で決定する。
- 3 学年部長は学年から1名、学年副部長2名を原則とする。

(支部長)

第6条 支部長・副支部長は、各支部において、より上級学年の中から選出する。選出においては、他役員との兼任は妨げない。

(事務局)

第7条 事務局局長・次長は、以下のよう選出する。

- 1 事務局局長は、6学年から1名選出する
- 2 事務局次長は、5年生から1名選出する。
- 3 原則として、5学年で次長であったものが、6学年で局長を務める。
- 4 局員は、必要に応じて事務局局長が選考し、会長が嘱任する。
- 5 事務局長に就任した場合、本人からの申し出がない限り、今後、役職選出から除外される。ただし、なんらかの事情により、次長としてのみの在任であった場合は、この限りではない。
- 6 局長・次長は、2年生から3年生の進級時に定めておくものとする。会長・副会長の選出に次いで、専門部正副部長・母親委員正副委員長と同時に選出を行うものとする。
- 7 選出にあたっては立候補、推薦、話し合いを行い、最終的に申し出る者がいない場合は、当該学年での抽選で決定する。

(母親委員)

第8条 母親委員会の委員長・副委員長の担当学年については専門部と同様の考え方をとり、後任が見つからない場合は以下のよう選出する。

- 1 母親委員長は、6学年より1名選出する。
- 2 母親副委員長は、5学年より1名選出する。
- 3 原則として、5学年で副委員長であったものが、6学年で委員長を務める。
- 4 母親委員長に就任した場合、本人からの申し出がない限り、今後、役職選出から除外される。ただし、なんらかの事情により、副委員長としてのみの在任であった場合は、この限りではない。
- 5 委員長・副委員長は、2年生から3年生の進級時に定めておくものとする。会長・副会長の選出に次いで、専門部正副部長・事務局局長次長と同時に選出を行うものとする。
- 6 選出にあたっては立候補、推薦、話し合いを行い、最終的に申し出る者がいない場合は、当該学年での抽選で決定する。

(選出対象除外および選出時欠席への対応)

第9条 特定の理由による選出対象除外、および選出時の欠席について、以下のよう定める。

- 1 家庭環境・家族の状況により引き受けが困難の場合、選出に先立って、状況を確認できる文書を学校に提出して了承を受けることで、選出対象から除外される。
- 2 各役職選出の場を欠席し、抽選となった場合、当該学年内で代理の者が欠席者分の抽選を行う。

(改廃)

第10条 本規約の改廃は、総会をもって行うものとし、出席会員の過半数の賛成を必要とする。

附則

本規約は、令和5年7月25日制定し、令和6年度役職選出時より施行される。